

明星居宅介護支援事業所重要事項説明書

[令和7年8月1日現在]

運営方針：①心身の故障等により要介護状態となられた利用者の介護支援に当たっては、
利用者ができる限り居宅において、能力に応じて自立した日常生活ができるよう
配慮した介護支援を行います。
②介護支援を行うに当たっては、利用者の選択に基づいて、又利用者の意志、
人格を尊重し利用者の立場に立って適切な介護サービス等が受けられるよう
配慮します。

1.当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話番号：0574-55-0087（営業時間に準ずる）

担当者：介護支援専門員（管理責任者） 吉田 由起

ご不明な点がございましたら、お気軽にお尋ねください。

営業時間外は当法人の代表電話（0574-54-3321）にお電話ください。

2.居宅介護支援事業所の概要

（1）居宅介護支援事業所者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	明星居宅介護支援事業所
所在地	岐阜県加茂郡富加町夕田380
事業所の指定番号	居宅介護支援事業（岐阜県 第2171300516号）
サービス提供地域	加茂郡富加町・坂祝町・川辺町
※	美濃加茂市・関市・可児市

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

（2）事業所の職員体制

管理者 1名（兼務） 介護支援専門員 1名（管理者）

（3）営業時間

月～金曜日 午前8時15分から午後5時まで

（土・日曜・祝日・12月31日～1月3日は休業）

3.居宅介護支援の内容及び提供方法

- (1)居宅サービス計画の作成
- (2)居宅サービス事業者との連絡調整
- (3)他の指定居宅介護支援事業者との連絡調整
- (4)指定介護保険施設との連絡調整
- (5)その他の居宅介護支援業務
- (6)使用する課題分析表は、独自方式とする
- (7)利用者の相談を受ける場所は、相談室内とする
- (8)サービス担当者会議の開催場所は、利用者宅等とする
- (9)介護支援専門員が少なくとも月に1回利用者宅に訪問し、本人の心身の状態やケアプランの利用況等について確認します。

4. 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項について

当事業所の居宅サービス計画の訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況の説明。（※別紙参照）

5. 利用料金

(ア) 利用料(ケアプラン作成料)

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。

なお、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者様は1か月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えに領収証を発行します。また、還付に必要なサービス提供証明書を発行します。

(イ) 訪問料

前記の(1)のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための訪問料1回 500円が必要です。

(ウ) 解約料

ご利用者のご都合により解約した場合、下記の料金をいただきます。

(1) お客様のご都合で当該居宅介護支援サービスを終了する場合は、契約終了を希望する日の

14日前までに事業者に申し出てください。お申し出いただければ解約できます。

ただし、契約締結後、居宅サービス計画書(以下「ケアプラン」という。)を作成し、ケアプランの内容に同意をいただいた後、利用者及びその家族の都合により契約を解約した場合は下記の通り料金をいただきます。

利用開始日・当月初日から 15日目まで	利用開始16日目から 当月末まで
居宅支援費の5割	居宅支援費の10割

(2) 当事業所のやむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は終了1か月前までに、利用者又は家族様あてに文書で通知するとともに、他の居宅介護支援事業所をご紹介します。

【料金表】

■ 居宅介護支援(地域区分 1単位：10円)

区分	サービス単位	備考
居宅介護 支援費(I)	要介護1・2	1,086単位 介護支援専門員1人当たりの利用者の数が45件未満の場合
	要介護3・4・5	1,411単位
居宅介護 支援費(II)	要介護1・2	544単位 介護支援専門員1人当たりの利用者の数が45件以上の場合において、45件以上60件未満の部分
	要介護3・4・5	704単位
居宅介護 支援費(III)	要介護1・2	326単位 介護支援専門員1人当たりの利用者の数が60件以上の部分
	要介護3・4・5	422単位

当事業所が運営基準減算に該当する場合は、上記金額の50/100となり2カ月以上継続して該当する場合には算定負担となります。また、特定事業所集中減算に該当する場合は、上記金額より200単位減額。

※45件以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、45件目以上になった場合に居宅介護支援費II又はIIIを算定します。

加算項目	サービス単位	内容
特定事業所加算(Ⅰ)	519単位／月	質の高いケアマネジメントを実施している事業所を積極的に評価する観点から、人材の確保や、サービス提供に関する定期的な会議を実施しているなど、当事業所が厚生労働大臣の定める基準に適合する場合
特定事業所加算(Ⅱ)	421単位／月	
特定事業所加算(Ⅲ)	323単位／月	
特定事業所加算(A)	114単位／月	
特定事業所 医療介護連携加算	125単位／月	特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得し、かつ退院・退所加算の算定に係る医療機関との連携を年間35回以上行うとともにターミナルケアマネジメント加算を年5回以上算定している事業所

要介護度による区分なし

加算項目	サービス単位	内容
初回加算	300単位／月	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
入院時情報連携加算(Ⅰ)	250単位／月	病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。 ※入院日以前の情報提供を含む。 ※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。
入院時情報連携加算(Ⅱ)	200単位／月	病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に当該利用者に係る必要な情報を提供していること。 ※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。
退院・退所加算	カンファレンス参加なし 連携1回 450単位 連携2回 600単位 カンファレンス参加あり 連携1回 600単位 連携2回 750単位 連携3回 900単位	退院、又は退所に当たって医療機関や介護保険施設等の職員と面談し情報提供を受けた上で居宅サービス計画書を作成し、居宅サービス等の利用による調整を行った場合。連携3回は退院・退所のカンファレンスに参加して情報提供を受け、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用による調整を行った場合。 退院・退所カンファレンスに際し、福祉用具貸与が見込まれる場合は、必要に応じて、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加する。
通院時情報連携加算	50単位／月 1回	病院または診療所で医師の診察を受ける時に同席し、医師等に必要な情報提供を行うとともに、医師等から必要な情報等の提供を受け、居宅サービス計画に記録した場合
ターミナルケアマネジメント加算	400単位／月	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合

6. 個人情報の保護及び秘密の保持について

- (1) 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。
- (2) 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

7. 従業者の就業環境の確保について(パワハラ・セクハラの防止)サービスにあたっての禁止事項

- ①職員に対して行う暴言・暴力・いやがらせ・誹謗中傷等の迷惑行為。 ②パワーハラスマント・セクシャルハラスマント等の行為。 ③サービス利用中に、職員を含む利用者本人以外の写真や動画の撮影、また録音等をインターネット等に掲載すること。

8. サービス内容に関する苦情

(1)当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

明星居宅介護支援事業所 ☎ 0574-55-0087

(2) その他の窓口

岐阜県国民健康保険団体連合会 介護保険課

〒500-8353 岐阜市下奈良2丁目2番1号 岐阜県福祉・農業会館内7階

☎ 058-275-9825

美濃加茂市役所 介護保険課 担当者—介護保険係

〒505-8606 美濃加茂市太田町3431-1

☎ 0574-25-2111

富加町役場 福祉保健課 担当者—介護保険係

〒501-3305 加茂郡富加町滝田1511

☎ 0574-54-2111

坂祝町役場 介護保険課 担当者—介護保険係

〒505-8501 加茂郡坂祝町取組46-18

☎ 0574-26-7111

関市役所 高齢福祉課 担当者—介護保険係

〒501-3894 岐阜県関市若草通3丁目1番地

☎ 0575-23-7730

9. 虐待の防止

事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

- ①事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- ②当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。
- ③虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

④事業所は次の通り虐待防止責任者を定めます。

虐待防止に関する担当者	役職：管理者 氏名：吉田 由起
-------------	-----------------

10. 業務継続計画(BCP)の策定等

感染症や非常災害が発生した場合において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に開催します。

11. 当法人の概要

法人種別・名称 医療法人社団 明星会 設立 平成 7年 5月
所在地・電話 岐阜県加茂郡富加町夕田380 0574-54-3321
理事長 深見 光樹
事業内容 居宅介護支援事業、介護老人保健施設、通所リハビリテーション
訪問リハビリテーション、明星診療所

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 岐阜県加茂郡富加町夕田380
名 称 医療法人社団 明星会
明星居宅介護支援事業所
管理者 吉田 由起

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

利用者

住 所

氏 名

(代理人)

住 所

氏 名